

ニュースレター

第 9 号

平成18年(2006)

10月31日発行

当法人の平成十七年度の業務実績について、厚生労働省の独立行政法人評価委員会（以下、「評価委員会」と略します）による評価が行われ、その結果が八月十七日に公表されました。

◇ ◇ ◇

平成十五年度を初年度として今回で三度目の評価であり、厚生労働大臣から指示された中期目標の達成状況について、これまでの三年度間の実績の推移を確認しながら評価が行われました。

その結果、平成十五年度及び平成十六年度と同様に、「全体としてはのぞみの園の設立目的である「重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること」に資するものであり、適正に業務を実施した」旨の評価をいただきました。

しかしながら、平成十九年度までとされる中期目標期間も残されたところ二年足らずとなり、目標達成に向けての道筋を見据えて更なる努力を求めるとい趣旨から、今後

重点的な取り組みが必要な事項、業務の実施方法に工夫改善を要する事項、業務の位置づけを明確にすべき事項などに関して、幾つかの重要なこと指摘もいただきました。

第一に、「自立支援のための取り組み」として当面の最大の課題とされる入所利用者の地域移行については、「一人ひとり丁寧に手順を踏んで、真に入所者の幸せにつながる地域移行の実現を目指して、着実な取り組みがなされているものと認められる」と

ぞみの園の施策にフィードバックしていくことを期待する」との要請がなされました。

第三に、のぞみの園診療所について、「地域の知的障害者の医療の確保のため、のぞみの園の診療部門がどのような役割を果たすべきかについて検討し、位置づけを明確にする必要がある」との指摘がなされました。

実績評価は、各年度ごとに行われるとともに、五年度にわたる中期目標期間を通して

平成17年度 業務実績の評価結果

評価していただいた一方、「中期目標に掲げる地域移行に関する目標とその実績との間には大きな差があるため、より多くの地域移行の実現に向けて、きめ細かな対応を求めつつ、スピードアップして解決を図るように努力する必要がある」との指摘がなされました。

第二に、調査・研究については、「調査研究の成果がのぞみの園の施策に具体的にどのように活用されたか：明確でない：：今後は研究成果をの

の実績全体の評価も行われませんが、この全体の評価のことを考えると、これからの一年間の取り組みが評価の優劣を大きく左右することとなります。

このため、今回評価委員会からご指摘いただいた課題に的確に、かつ、法人をあげて対応するため、①地域移行スピードアップチーム、②調査研究フィードバックチーム、③診療所位置づけ明確化チーム、以上三つのプロジェクトチームを立ち上げました。

これらのチームを中心としてご指摘いただいた課題に機動的、精力的に取り組み、次回の実績評価の機会にその成果を胸を張って説明できるようにしたいと考えています。また、評価委員会の質疑の中で、「のぞみの園の業務実績の説明がとかく定性的になるが、もっと定量的なデータを工夫すべき」旨のアドバイスをいただきましたので、次回に向けて鋭意検討を進めていきます。

最後になりましたが、評価委員の方々には、当法人の業務内容と実施状況を十分に把握していただき、丁寧に評価をしていただいたことに改めて感謝申し上げます。

なお、今回の実績評価の全容は、のぞみの園ホームページと厚生労働省ホームページに掲載されています。これをご覧いただき、当法人に対するご意見、ご要望などありましたら、何なりとお寄せください。全国の関係者の皆様のご意見等もおおいに参考にさせていただきますながら、当法人の事業運営の改善と向上に努めて参ります。

(理事長 遠藤 浩)

行動援護従業者養成中央セミナー

セミナー開催

「行動援護従業者養成中央セミナー（以下、「中央セミナー」と表記）」が、初夏の日射しが照りつけ始めた七月十日から十二日の三日間、厚生労働省の後援を得て、当法人主催により開催されました。

知的障害の方への移動介護は、外出時及び外出の前後に必要とされる支援として、居宅支援の事業のひとつとして提供されてきました。

支援費制度の始まりにより、居宅支援のサービスの中でも、的を射たサービスとして特に活用されたのが移動介護でした。そのような背景により、行動援護は昨年四月から、移動介護の利用者の中で一定の基準以上の必要性が認められた方への対応とし創設されました。

支援費の頃の移動介護には、サービスを活用する際に、身体介護が必要かどうかを前提に事業所への報酬単価を定めるルールがありました。けれどもこのルールでは、介護を必要としない知的障害者の場合は、身体介護という表現

が実際の関わりと馴染まず、それを必要とするのかどうかの判断にも随分悩まなければなりません。

そのため個別に対応する支援として望ましい形が求められていました。結果としてそれは行動援護として、知的障害の特性である「コミュニケーション障害」を補いながら、社会参加を促し、ストレスマネジメントも担う支援として形作られました。支援が必要な方の中で、強い見守りと言葉かけを要する状態を一定の条件として判定基準を用いて利用者像を定め、事業を提供する立場にも一定の



要件を定めて制度としました。

障害者自立支援法（以下、「新法」と表記）により行動援護は、知的障害の特性を盛り込んだ個別の支援として初めて法制化された画期的なものとなりました。今年の十月からの「新法」の本格施行により居宅支援事業が再編されるため、移動にまつわる支援の形が大きく変化します。そのため今までの移動介護は、個別にはなく市町村の提供する移動支援事業として提供されるようになりました。

当法人が開催した中央セミナーは、各都道府県で研修を行う際のひな型を示すものです。参加者は、各都道府県から推薦された方々です。総時間数で二十時間の課程を三日間で行う内容でした。

講演や演習内容の概要については、別稿にてご紹介しま

す。

この研修を受講すると、事業者としての資格要件が緩和されます。

緩和される要件としては、事業所責任者の資格要件である五年の経験年数が、三年以上であれば良しとなります。また、ヘルパーについても二年以上の要件が、一年以上で良くなりますし、またヘルパー資格を持たない方でも受講することが可能になります。

今後、各都道府県においてそれぞれの主催のセミナーが行われる予定です。また、各県で行う、この養成研修のためのテキスト等も作成しております。希望される方には販売しますのでご連絡をお願いします。価格は、テキストが千五百円、公演や演習内容を撮影したDVDが三万円です。

障害者自立支援法は、結果的には大改革になりました。さまざまな仕組みを熟知して組み合わせ方を考えないと、利用する人が仕組みに合わせ

るような形で振り回されてしまいかねません。特に行動援護は他のサービスと組み合わせさせてこそ活かされるものですから、中央セミナーを終えて、改めてソーシャルワーカーの必要性を強く感じました。

行動援護従業者養成中央セミナーは来年以降も引き続き行う予定です。内容等詳細が決まりましたら本ニュースレターやホームページ等にてお知らせをする予定としております。

（上席調査役 田中 正博）

QUINTUS

「神無月」

十月は、当法人にとっては特別の月。そのお話の前に、テロット開話を！

ご案内のよつに、十月（陰曆）は「かみなづき」か「なづき」。神無月の異名があります。これら案内のよつに、神無月のイワシは、俗説として、十月は、全国の津々浦々の八百方（やおよそ）の神々が出雲大社に出張して、出雲国以外の国は神のいない月となるので、神無月となったといわれています。出雲の国では、逆に、「神有月」（かみありづき）といわ

第一回 第二回 講演要旨

第一日は、岡田喜篤講師

(川崎医療福祉大学学長)と
高原伸幸講師(厚生労働省障
害福祉専門官)、小笠原恵講
師(東京学芸大学助教授)に
よる講演でした。岡田講師の
講演では、「人間とは、一人
ひとりの個性を持ち、複雑・
多様な存在であり、人間を理
解するためには、科学的学問
と非科学的学問双方が重要で
ある」と話され、両学問に共
通する人間観、すべての人を
等しく大切にするという基本
理念を示されていました。ま
た「行動援護とは、利用者の
意向に沿って行われる対人サ
ービスであって、指導や訓練
ではないこと」を改めて教授
され、私たち現場で支援する
者は、より多くの実践を重ね、

その中からより良い支援の方
法を見つけることを勧められ
ました。その上で、「心豊か
であること、暖かな思いやり、
細かな気配り、自己主張して
はならない、言葉の大切さの
認識、身だしなみに注意する」
といった行動援護を行うにあ
たっての基本的な心構えを伺
いました。

高原講師からは、行政の立
場から、本研修の概要及び障
害者自立支援法施行に伴う訪
問系サービス体系を含む、現
行研修制度の再編等の背景と
ねらいのご説明をいただきま
した。

小笠原講師からは、「人間
のとする行動には殆どの場合理
由があり、行動の起こる原
因・起こらない原因を理解す
ることが必要である」とする
行動理解の基礎をお話いただ
きました。原因(つまづき)
を見極めること(課題分析)、
言い換えれば、原因を知り、
課題を分析し、きっかけに工
夫し、結果を工夫することが
適切な行動理解につながって
いくということでした。

その夜の情報交換会では、

「行動援護」という新しいサ
ービス体系について、各県の
居宅介護事業者の方々を中心
に積極的に意見交換や交流が
行われました。

第二日は、戸枝陽基講師
(全日本手をつなぐ育成会理
事)の講演で、行動援護の技
術として、「アセスメントと
個別支援計画」についてご指
導いただきました。個別支援
計画を立てる上での重要な視
点として、本人主体であるこ
と、支援対象者が持つ三つの
年齢(精神年齢・実年齢・肉
体年齢)に適切に配慮された
ものでなければならぬとい
し、「本人主体の声が、支援
計画であり、アセスメントで
ある。行動援護が行動管理に
ならないように注意すること
が必要」との言葉が印象的
でした。

安井愛美講師(サポートセ
ンター)びつころ代表)からは、
行動援護の技術として、「個
別支援の展開と支援技術の共
有」と題し、行動援護サービ
スを提供する上で必要な専門
知識・技術とは何か、支援対
象者をどのようにアセスメン
トし対応するのかといった、
ご本人のこれまでの実践を踏
まえての講演でした。「相手

を変えようとするのではなく、
そのまますを受け入れてい
くことが大事である。本人の
ニーズに応えることは、本人
の言うことを聞くだけでな
く、本人が要求できるコミュ
ニケーション手段を工夫し、
不適切な行動で要求を訴える
機会を回避するなど、障害特
性を理解し、アセスメントを
通してニーズの把握を行い、
状況にあつた的確な支援の方
法を考えることが必要であ
る」と、重ねてアセスメント
の重要性を強調されていたこ
とが印象的でした。

講師の方々の講演を拝聴

し、実践的な内容を学ばせて
いただいた中で、今後、行動
に障害がある人を地域で支援
する際、移動も含めた支援を
適切に提供していくことを意
図し、大きな支援ツールとし
て期待が持たれる行動援護
が、単なる移動介護(外出支
援)というサービスとは異な
り、より支援度の高い利用者
個々のニーズに対応した個別
給付サービスとして機能して
いくと同時に、サービス提供
事業者に対しては、高い倫理
観と経験に基づいた高度な支
援技術を有する援助者の育成

を要するであろうことではな
く、そのまますを受け入れてい
くことが大事である。本人の
ニーズに応えることは、本人
の言うことを聞くだけでな
く、本人が要求できるコミュ
ニケーション手段を工夫し、
不適切な行動で要求を訴える
機会を回避するなど、障害特
性を理解し、アセスメントを
通してニーズの把握を行い、
状況にあつた的確な支援の方
法を考えることが必要であ
る」と、重ねてアセスメント
の重要性を強調されていたこ
とが印象的でした。

「トナリ」があるということ
を「恥ずかしな」から、先達を
始めて知りました。皆さん
ご存知でしたか。

閑話休題としますが、そ
の十月は、当法人にあっては
記念すべき月、即ち、三年前
の十月の二日、当法人は独
立行政法人として再スタート
しました。そして、本年は
障害者自立支援法に基づく新
しい施設、事業体系による活
動がスタートし、再び記念す
べき月となりました。

今年の十月の二日は、日曜
日、非文書の勤務者にとつて
は、「日(月)がメモリア
ル・デー。十月から新たな事
業体系の実施に伴い、組織を
改められ、併せて、新しい事
業のカタメとなるサービス管
理責任者が選任されました。
したがって、この日は、組織
改正などによる人事異動とサ
ービス管理責任者の二つの発
令に伴う、祝賀交付がありま
した。

発令されたばかりのサービ
ス管理責任者と発令に立ち会
った幹部を前に、理事長から
事業開始にあつたつての、激励
の辞がありました。

「そして、四年目の十月が
スタートしました。」
(by S・D)

等の使命が求められていると
強く感じた研修でした。

(第二課 はまゆう寮

副寮長 齊藤 正)

第三回員 演習要旨

行動援護従業者養成中央セミナー三日目は、前二日間の講演を踏まえた上での事例分析の演習が行われました。東京学芸大学総合教育科学系特別支援科学講座助教授の加瀬進講師の指導の下、研究事例として、「Bさんと歯医者さんに行きました。病院の待合室に入ったものの、大声を出しながら走り回ってしまいました」『Fさんとデパートに行ったたら、どんどん先に走ってしまいました』といったような六事例が用意され、一グループが七人から八人で構成された二十七グループに一事例ずつ割り当てられ、各グループにおいて、事例の対象者がなぜそのような行動を起こしたのか等の原因を分析し、原因に即した具体的な対処法を検討するとともに、問題となる行動を未然に防ぐ又は軽減するための事前のアセスメントに必要な事項を検討・整理した後、数グループの中から、事例ごとに無作為に抽出された二グループが全体発表することとされました。その発表に対して、前



二日間の講義を担当された東京学芸大学総合教育科学系特別支援科学講座助教授の小笠原恵講師、全日本手をつなぐ育成会理事の戸枝陽基講師、「サポートセンターびっころ」の安井愛美講師から適宜コメントをいただきながら協議をしていくといったスケジューリングが進められました。各グループでの事例検討では、まず、グループの個人が分析をし、それぞれの分析結果をグループ討議において整理することになりました。グ

ループを構成する各参加者は、実務経験の豊富な方が多く、提示された事例に関して何かしらの似た事例を経験しているものと思われ、さまざまな角度からの分析がなされており、活発な意見交換が行われました。私の経験したことのない事例についても知ることができ、事例分析に必要な手がかりを得るうえで大変参考となりました。事例検討を進めていく中で、セミナー参加者の真剣な姿勢からは、今後、各自自治体に戻り地域の行動援護をリードしていくという自負を感じることができました。

各グループの発表では、前述の三人の講師からの適確なアドバイスにより、前二日の講義内容の確認が行われるとともに、具体的な支援方法についても意見交換がなされました。最後に、「研修総括（行動援護の課題と展望）」のテーマで、前述の加瀬進講師による講演がありました。行動援護サービスが知的障害者独自のニーズに

対応したサービスとして平成十七年四月に創設された背景及び障害者自立支援法の下での新たなサービスの展開への足がかりとなることへの期待が語られ、サービス提供者に求められる力量として、行動予測と環境調整、行動対応力、始発と終了の支援、伝達と調整、傾聴・対話の技術の重要性を確認されました。さらに、現行の行動援護判定基準の見直しの必要性とともに、精神障害者の支援特性を反映した新たな基準作りの必要性に加え、精神障害者の行動援護においては、ニーズの見立てが重要なポイントとなることが語られました。また、行動援護の実践においては、利用者のニーズ（困り具合）・サービス提供の目的を、常に振り返りながら見極めていくことの重要性が語られました。

◇ ◇ ◇
三日間の講演・演習を終え、改めて行動援護サービスの必要性を認識させられるとともに、障害観、行動援護における留意点、障害特性の理



解、援護技術、具体的な援助技術としては、十分なアセスメント（本人及び生活環境）、個別支援計画の作成（本人主体のニーズとライフプランを見据えて）、援護の実際（周到な準備と行動予測、行動対応技術等）、評価（カンファレンス）をチームとして組み立てていかなければならないことを認識し、行動援護が利用者のものでして充実したサービスとなるよう、提供されるサービスの質の高い領域で維持すべく研鑽を重ねていかなければならない責任があることを強く感じさせられたセミナーとなりました。

（活動支援課 居宅支援係）
リーダー 櫻井 久雄

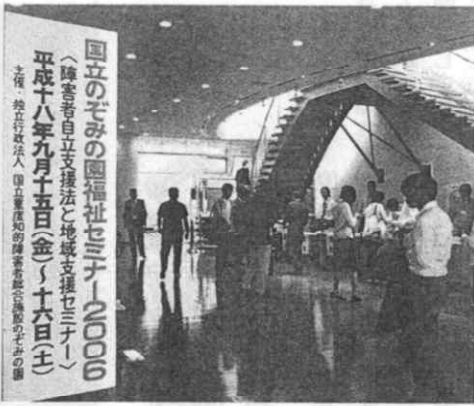
大きな変革期を迎えて

～開催について～

障害者自立支援法が本年十月から本格的に始動することにより、事業体系の大幅な組み替えが始まり時代は大きな変革期を迎えます。

国立のぞみの園福祉セミナー2006は、施行前夜の「障害者自立支援法と地域支援セミナー」をテーマに、平成十八年九月十五日(金)・十六日(土)の二日間、高崎シティギャラリー(コアホール)において開催しました。

北は北海道、南は鹿児島県



国立のぞみの園福祉セミナー2006
(障害者自立支援法と地域支援セミナー)
平成十八年九月十五日(金)・十六日(土)
主催 独立行政法人国立のぞみの園
主幹 独立行政法人国立のぞみの園福祉センター

から二十七都道府県の知的障害者施設等において、知的障害者の支援の業務に従事している方、地域生活支援に携わる方、市町村等の知的障害関係の担当職員の方、その他、知的障害者の福祉に関心のある方など、百四十七人のご参加をいただき、当法人からの受講者七十四人を加えると総勢二百二十一人のセミナーとなりました。

◇ ◇ ◇

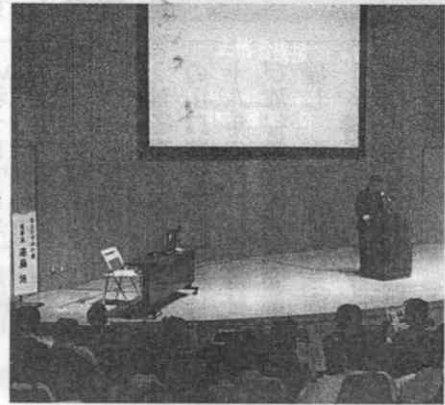
第一日目は、当法人の遠藤浩理事長の挨拶に続いて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部の高原伸幸障害福祉専門官から、障害者自立支援法のポイントについて、豊富な資料を示しながら行政説明をしていただきました。

続いて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部の川野宇宏障害福祉課

課長補佐と広島国際大学の関宏之教授には、対談形式で「障害者自立支援法に基づく就労支援のあり方について」をテーマに講演していただきました。

その後、「長野県の地域移行」について、長野県社会部障害者自律支援チームの飯沼智成氏から、長野県の先進的な支援施策や実践報告について講演していただきました。

その夜の参加者有志による情報交換会では、高原専門官や地域の第一線で活躍されている関講師、飯沼講師、戸枝講師(社会福祉法人むそう理事長)、丸山講師(湖南市社会福祉課長補佐)を囲み、障害者自立支援法の目指しているもの、新体系サービスでこれからしなければいけないことなど具体的な何うことができそうです。特に講師や参加者間で積極的な意見交換や交流が行われ、「顔をつきあわせて直接意見が交わされる情報交換会に大きな意義を見いだせた」と、ある参加者がコメントさ



れていたのが印象的でした。

第二日目は、「障害者自立支援法の下での地域支援」をテーマに、戸枝陽基氏のコーディネートで、先駆的に取り組む四市の実務担当者(藤本哲史半田市福祉部長、丸山英明湖南市社会福祉課長補佐、山口和彦東松山市社会福祉課長補佐、関口彰高浜市福祉部地域福祉グループリーダー)をシンポジストにお迎えし、シンポジウムが二時間三十分にとわり開催されました。

◇ ◇ ◇

セミナー終了後、ご希望された五十四人の方が国立のぞみの園を来訪され、日中活動の中心の場所となる「作業棟」、医療的配慮を必要とする方の寮である「やまぶき寮」、そして「診療所」を二班に分かれて見学していただきました。

施設見学の後、参加者と当法人の役職員との意見交換が行われました。参加者からは、自立支援法施行後の夜間と日中のかかり方やそれに伴う職員配置、利用者の所在不明への対応、施設の問題、危険箇所に対する対応、若い人が生き甲斐を持って働く事のできる魅力ある職場とは、等のご意見や質問をいただき、当法人からは十月一日からの施設入所支援と生活介護への取り組み、生活介護の中の日中活動に就労系の事業をどう取り入れるかなどを説明させていただきました。貴重な意見交換を終了しました。

◇ ◇ ◇

この度は、全国から「国立のぞみの園福祉セミナー」にご参加いただきありがとうございます。今後も様々なテーマを用意し、継続的に本セミナーを開催していく予定としておりますので、多くの皆さま方のご参加をお待ちしております。

(企画研究部長 田中 道郎)

新法への取り組みを図る

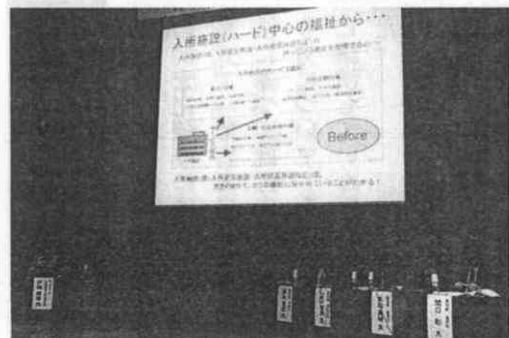
講演概要について

第一日目は、厚生労働省の高原伸幸障害福祉専門官による行政説明から本セミナーが開幕しました。高原講師は、「障害者自立支援法は、障害者の自己決定と自己選択を尊重し、ノーマライゼーションの理念をより現実的なものとして具現化するための法律である。」と述べられていました。

その後、厚生労働省障害福祉課の川野宇宏課長補佐と広島国際大学の関宏之教授による、対談形式の講演をしていただきました。川野講師は、行政の立場から、法律の施行により施設及び事業体系の見直しを図られることで、就労支援事業とハローワークなどの労働施策との連帯の強化や就労継続支援事業の要件緩和がなされ、働く意欲や能力のある多くの障害者がその適性に応じて、福祉施設等から一般就労への道が広がると説明されました。関講師は、大阪障害者雇用支援ネットワーク

代表理事を兼務されており、永年にわたり障害者の雇用問題に携わってきたことから、三障害別の就業率の推移や民間企業雇用率の推移等について、具体的に数字を示し、今日の障害者の就労の現状について説明されました。また、滋賀県の就労支援の取り組みについての話がなされ、福祉分野、地域社会及び行政が一体となった支援を展開する必要があると結ばれていました。

一日目の最後は、長野県社会福祉部障害者自律支援チームの飯沼智成氏に講演をしていただきました。長野県における障害者の地域移行の取り組みは、平成十五年に県立西駒郷の改築を契機に、施設支援から地域生活支援への転換を図るべく始まり、地域生活に向けて、グループホームの設置を市町村との協力で整備し、保育園や空き店舗等の社会資源を改修した通所授産施設



によるリサイクル事業を新たに始めるなど、生活の場の確保、及び日中活動の場や就労支援体制の確立を図ること

で、地域での生活をサポートしてきたとのことでした。今後も、「障害のある方にとって暮らしやすい社会は、誰にとっても暮らしやすい社会」をキーワードとして、地域移行を推進したいと話されました。

◇ ◇ ◇

第二日目は、シンポジウム形式で行われました。最初にコーディネーターの社会福祉法人むそうの戸枝陽基理事長が、障害者自立支援法に対する基本的な考え及び具体的な

仕組みの説明のなかで、障害者のケアマネジメント機能を担う障害者地域生活支援センターの重要性と、全ての自治体が総合相談窓口を置くことが新法の大きな要である、とのお話があり、次に、各シンポジストより、それぞれの地域で実践している具体的な取り組みと今後の展望について講演をされました。

愛知県半田市福祉部の藤本哲史部長は、地方財政の状況は厳しく、一方福祉予算は膨らむ。そこでNPO等の市民活動を積極的に受け入れている。また、今後「半田働きたいネットワーク」を創り、障害者自らの起業・就労支援センターを核とした活動を検討している事を話されました。

埼玉県東松山市社会福祉課の山口和彦課長補佐は、平成十八年二月に障害福祉計画及び障害者計画策定委員会を開催し、当事者等の意向アンケート調査結果を踏まえ、計画策定を図るとともに、関係機関のネットワークづくりを図るため地域自立支援協議会の設置等についての話しをされました。

滋賀県湖南市社会福祉課の丸山英明課長補佐は、すでに制度改正以前から実施しているサービス調整会議等を踏まえた新法への取り組み対応状況について報告をされました。

愛知県高浜市地域福祉グループの関口彰リーダーは、市長が選挙の際、政権公約として「障害者福祉政策の充実」を掲げ「地域共生の実現」を図るためネットワークづくりを進めていると話されました。

最後に戸枝講師より、少子高齢化時代の地域福祉の考え方として、「当事者としての自助、NPO法人等の共助、行政責任としての公助」の相互の関係作りを図る機会として、新法を前向きに捉え、利用して行くことが必要ではないかという発言がありました。

今回の戸枝講師及び各シンポジストのお話から、障害者自立支援法の下での地域生活を進めるうえで、法律の理解や活用はもとより、支援員としての心構え、サービスのネットワーク構築等、多くのヒントと課題が得られたシンポジウムでした。

第36回「全国心身障害者コロニー連絡協議会」を開催

九月二十一日(木)及び二十二日(金)の二日間にかけて、標題の協議会が当地高崎で開催されました。と言っても、読者の多くの皆さんには、耳慣れない会かと思えます。そこで、筆者の承知している範囲で同協議会のことを御案内しながら、今年行われた協議会の様子をお話したいと思います。

て来ています。今年は、三十六回。当施設が三周目の当番施設ということで、高崎の地での開催となりました。

協議会は、会の運営に関する事項等を協議する総会、その時々知的障害福祉に関する課題や各施設共通の課題などをテーマとした情報交換および討議、厚生労働省の係官による行政説明、施設見学などを行って来ています。因みに、今年の情報交換のテーマは、「障害者自立支援法への取り組み状況について」でした。

同協議会は、仲間うちでは語呂良く「全コロ」と呼んだりしています。会員施設は、当施設や地方コロニーと称されてきた大規模な施設や多種の施設などを総合的に運営する施設で、現在、十五の都道府県の二十の施設(東京都は、六施設が参加)がメンバーとなっています。この全コロの第一回は、昭和四十五年に愛知県立コロニーさんによって開催されています。

第二回目は当法人・施設の前身の特殊法人心身障害者福祉協会の運営する国立コロニーが担当し、第三回は大阪の金剛コロニーさんにより開催されています。以後、順次当番施設を決めて開催され、一巡したところで、それまでの開催地順により例年開催され

国立コロニーに前後して、同様の趣旨のもとにいわゆる地方コロニーが各地に開設されました。これらの施設が、共通の課題を検討しあるいは情報交換を行うとして当協議会を発足させたことは、容易に推察できます。

あれから、三十六年。この当協議会を取り巻く環境も徐々に変化して来ましたが、この五乃至六年の変化は著しいものがあります。流れとしては、二つの流れに集約されるかと思えます。一つは国や地方の財政事情から効率的な施設運営が求められることとであり、二つには障害福祉及びその施策の方向が施設福祉中心から地域での福祉中心へと変化したことだと思えます。

前者は、指定管理者制度の導入、民間移譲、独立行政法人化などの動きに見られます。後者は、障害者基本計画、支援費制度や本年施行された障害者自立支援法などの動きに見られるかと思えます。この二つの流れは、利用者の支援そのものもとより、設置・運営の基本に大きな影響を与えることとなりました。

会員施設の中には、指定管理者制度に基づく選定施設となったり、その経営を民間に移譲することとなったり、設置および運営の主体までが完全に民間に移譲された施設もあります。

こうした中で、それぞれの会員施設の抱える課題等も多様化してきていることから、総会では、昨年に続き、「協議会の在り方」が検討されました。協議会の開催に先立ち、会員施設の率直なご意見を拝聴すべく協議会の在り方等に関するアンケート調査をさせていただきました。総会では、このアンケート調査結果を踏まえて検討が行われました。その結果、情報交換などは現



時点においては「有用である」との大方のご意見を踏まえて、「当分の間は、継続する」として、「その期間は新しい事業体系への移行が終了するまでの五年間として、その期間が終了する時点で新たに検討する」ことが確認されました。

総会の後の情報交換では、「障害者自立支援法への取り組み状況について」をテーマに、各施設の取り組みの状況を発表していただき、これに基づき意見の交換等が行われました。新事業体系への移行については、当施設以外の施設には五年間の経過措置があることから、移行時期は区々ではあるが、公的な施設としてできる限り早い時期の移行を示唆する発言がありました。

二日目は、午前中は厚生労働省の障害保健福祉部施設管理室補佐による障害者自立支援法に関する行政説明を聞き、午後は希望者について当施設への見学を行いました。

この二日間をとおして、指定管理者制度などの意図する競争原理や経営コストを意識しながら、新たな事業体系の構築に向けての取り組みを進めておられる会員施設の皆さんのバイタリティを感じました。

(理事 大河内 茂美)

群馬県知的障害者の医療を考える会

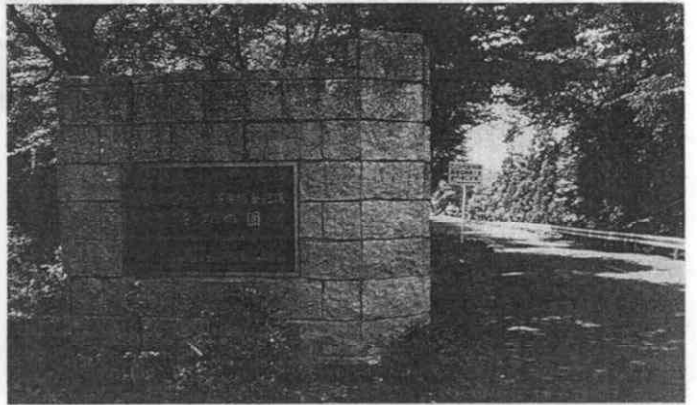
第7回会議の概要

この会も今年で三年目となりますが、厚生労働省科学研究費補助金で運営されているため、最終のまとめを行う年でもあります。前回の会議でも、そろそろ形にする必要があるとの指摘を受けていたこともあり、何らかの成果を出したいと思っているところで

第六回会議のあと、保護者側と打ち合わせをした際、できれば県医師会幹部と懇談したいという願望が強いことが分かりましたので、会議メンバーの県医師会副会長にその旨を話しましたところ、この

会のことをはじめ、手をつなぐ育成会、日本自閉症協会、重症心身障害児(者)を守る会の県内での活動等について、県医師会幹部にプレゼンテーションする機会をつくっていただきました。実際にどのような印象を持たれたかはともかく、保護者側には一様に満足

まず小生から第六回会議の議事を要約しました。前回は紹介した千葉県市川市の医師会と手をつなぐ親の会との取り組みに関する小冊子が手に入りましたので、その内容を少し詳しく紹介しました。特に、日本自閉症協会千葉県支部が、同県医師会会員にアンケート調査を行い、知的障害や自閉症の医療・相談に賛同する医療機関の名簿を作成し、ホームページに公開していることに注目



しました。群馬県では、歯科医師会が障害者歯科協力の医ということとこれに近い対応をとっています。医師会はまだそこまでいっていません。県医師会が動くことは大変大きなインパクトがありますので、会議では、県医師会に動いてもらえないかという思いで、のぞみの園がいくらでも下働きをするという手形まで切つて促したりしましたが、その結果は次回で報告ということになればいいと思っています。

保健・医療体制の整備に関する重点施策と主要事業のところ、「障害のある人が安心して保健・医療サービスを受けられるよう、医療体制の整備・充実に努めるとともに、特に正確な症状の伝達が困難な障害のある人に対する診療のあり方について検討します。あわせて、歯科診療の実施にも努めます。」と書いて

(理事 網野 豊)

国立のぞみの園 編集・発行

『支援の手引き 支援の基本姿勢と実際』

販売しております。

A4判 二〇二ページ 一部一、二〇〇円

【発行】

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120番地2 TEL 027-325-1501 (代表) FAX 027-327-7628 (代表)

ホームページ <http://www.nozomi.go.jp> Eメール webmaster@nozomi.go.jp

【ニュースレター関係連絡先】

TEL 027-320-1322 (企画研究部) FAX 027-320-1368 (直通) Eメール info_center@nozomi.go.jp

